

司法書士

択一ターゲット攻略講座
民事訴訟法
無料体験冊子

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001921 206946

SU20694

民事訴訟法

第1編 訴訟の主体・訴え

第1章 裁判所

第1節 管轄

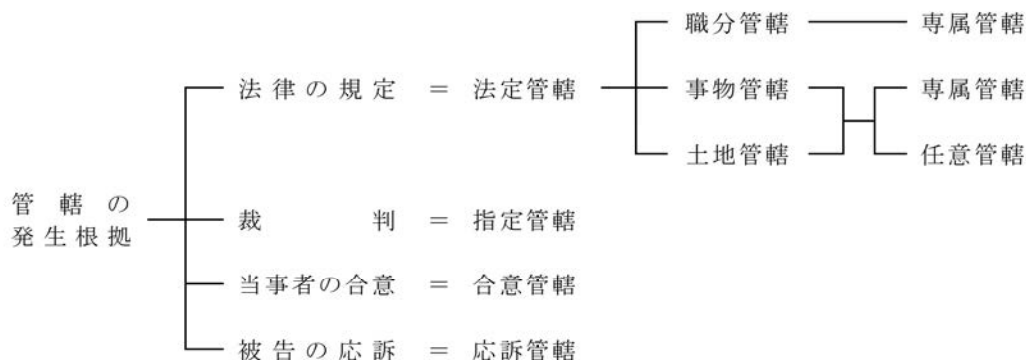
【管轄の分類と管轄違反の効果】

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 住宅の販売会社Aと買主Bとの売買契約書には、同契約に基づく一切の訴訟の第一審裁判所は、A会社の本店所在地にある甲地方裁判所のみとする旨の約定（以下「本件管轄の合意」という。）がある。BはAから買い受けた住宅に隠れた瑕疵があるとして、上記の売買契約を解除したうえ、既に支払った代金の返還を求める訴えをBの住所地にある乙地方裁判所に提起した。Aが管轄違いの抗弁を提出したが、乙地方裁判所がこの主張を認めず、B勝訴の判決をしたときは、Aは控訴審において専属的合意管轄違背の主張をすることができる。
[2-7-5] | × |
| 2 | 専属管轄に関する定めがある場合、管轄を有しない裁判所がした判決は無効である。[3-1-4] | × |
| 3 | 専属管轄の違背は、控訴及び上告の理由とはなるが、再審事由ではない。[オリジナル] | ○ |
| 4 | 控訴裁判所は、事件が管轄違いであることを理由として第一審判決を取り消す場合には、事件を原裁判所に差し戻さなければならない。
[7-4-5] | × |

【管轄の調査】

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | Aは、Bとの間で、売買契約を締結する際に、当該契約に基づく訴訟についてはAの住所地の地方裁判所を管轄裁判所とする旨の合意をしていたので、Aの住所地の地方裁判所に当該契約に基づく訴訟を提起した。ところが、裁判所は、専属管轄違反を理由として、訴訟を他の裁判所に移送する旨の決定をした。この裁判所の措置は処分権主義に反する。[11-4-1] | × |
| 2 | 裁判所は、任意管轄権の調査に関して、当事者が申し出た証拠以外に、職権で他の証拠を取り調べるすることができる。[オリジナル] | × |

【管轄の分類と管轄違反の効果】



	控訴理由	上告理由	再審事由
専属管轄違反 (注1)	○ (299 I 但書) (注2)	○ (312 II ③)	× (338)
任意管轄違反	× (299 I 本文) ★1	× (312)	× (338)

(注1) 専属管轄は、公益的配慮から特に一定の裁判所のみ管轄を定めているものであるから、その違背は、控訴・上告の理由(299 I 但書・312 II ③)となる。★2.3

しかし、いったん確定した終局判決を取り消して再び審判をするほどまでに重大な瑕疵とはいえないので、再審事由(338)には当たらず、管轄権を有しない裁判所が下した判決も当然には無効とならない。★3

(注2) 控訴裁判所は、事件が(専属)管轄違いであることを理由として第一審判決を取り消すときは、判決で、事件を管轄裁判所に移送しなければならない(309)。★4

【管轄の調査】

	専 属 管 轄	任 意 管 轄
調 査 の 開 始	職権調査事項	職権調査事項
判 断 資 料 の 収 集 (職権証拠調べの可否)	可 ★1 (14, 職権探知主義)	不可 ★2 (注)

(注) 任意管轄については、裁判所は管轄の原因となる事実の自白に拘束される(大判大5.10.18, 注解民事訴訟法164頁, 菊井=村松・全訂民事訴訟法138~139頁)。

また、任意管轄については応訴管轄が生じる余地があるから、直ちに移送を決定するのではなく、被告の応訴をみる必要がある。

【事物管轄】

- 1 不動産に関する訴えであり、訴訟の目的の価額が140万円であるときは、簡易裁判所は第一審の管轄権を有する。〔オリジナル〕
- 2 財産権上の訴えで、管轄を定めるための訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難な訴えについては、その価額は140万円を超えるものとみなされる。〔オリジナル〕
- 3 所有権に基づいて時価100万円の自動車の引渡しを請求することに併せて、その執行不能の場合における履行に代わる損害賠償としてその時価相当額の支払を請求する訴えは、簡易裁判所の事物管轄に属する。

〔27-1-ア〕

○

○

○

【管轄の決定基準】

- 1 管轄の有無は、訴えの提起の時を標準として定められる。〔3-1-2〕
- 2 被告の住所地を管轄する裁判所に訴えが提起された後、被告に対する訴状の送達前に、被告が住所地を当該裁判所の管轄区域外に移した場合であっても、当該裁判所は、被告の新しい住所地を管轄する裁判所に当該訴訟を移送する必要はない。〔17-4-ア〕
- 3 主たる債務者に対する貸金返還請求と連帯保証人に対する保証債務の履行請求を併合して訴えを提起する場合において、主たる債務者及び連帯保証人が住所を異にするときは、主たる債務者の住所地を管轄する裁判所に、主たる債務者及び連帯保証人双方に対する訴えを提起することができる。〔オリジナル〕
- 4 単一原告が単一被告に対して複数の請求をする場合は、その中の一つについて管轄権があれば、他の管轄権のない請求についても、その裁判所に提起することができる。〔オリジナル〕

○

○

○

○

関連裁判籍
(7本文)

LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2020 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

SU20694